

平成24年(し)第178号 弁護人の人数超過許可決定に対する特別抗告事件
平成24年4月20日 第三小法廷決定

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

被疑者の弁護人の人数超過許可決定（本件原決定のように請求人数よりも少ない人数を指定するもの）に対しては、刑訴法419条により高等裁判所に抗告の申立てをすることができるのであるから、直接当裁判所に申し立てられた本件抗告は、同法433条1項の要件を備えない不適法なものである。

よって、同法434条、426条1項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 田原睦夫 裁判官 岡部喜代子 裁判官 大谷剛彦 裁判官 寺田逸郎 裁判官 大橋正春)